

事業承継の集中支援について

2019年1月

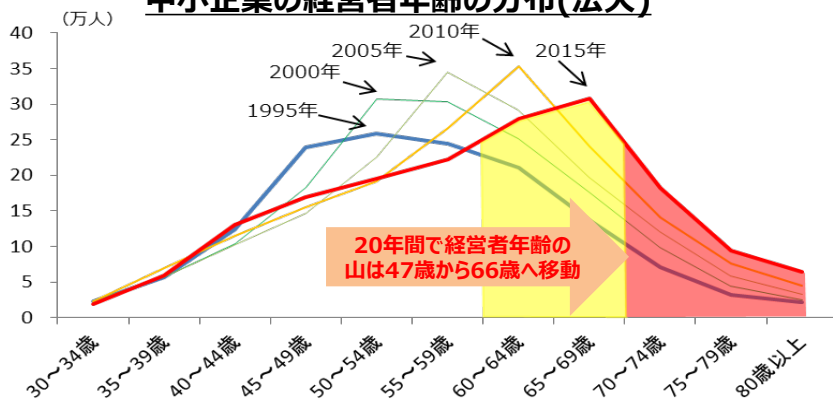
中小企業庁 財務課

中小企業の事業承継は喫緊の課題

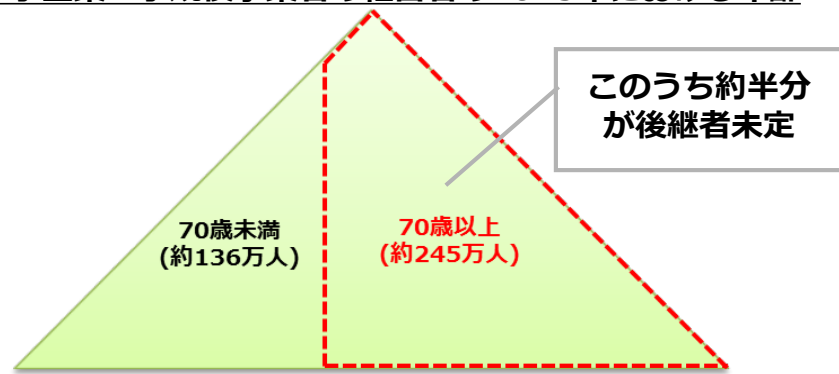
- 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。
- 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性※。特に地方において、事業承継問題は深刻。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)



中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



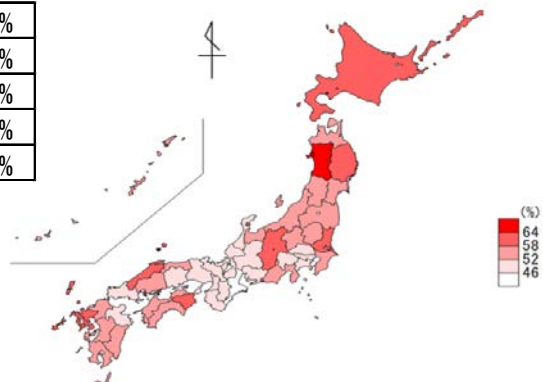
平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

● 事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展なし

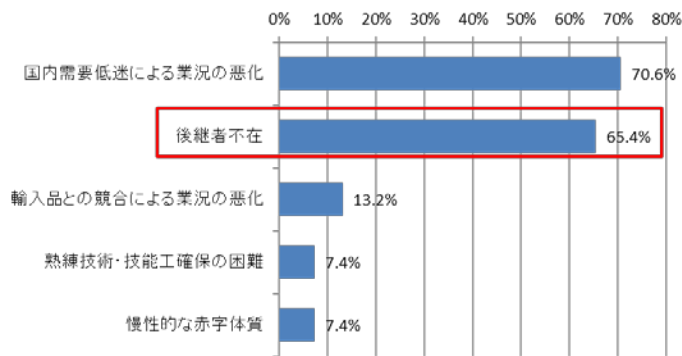
特に地方において経営者の高齢化は深刻
60歳以上の経営者割合(法人)

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%



(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展
産地における倒産・廃業の理由(複数回答)



(出典)日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

切れ目のない事業承継の支援策

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置による円滑な承継**を、決まっていない事業者には**気付きの機会の提供、マッチング支援**等により後継者探しを支援。加えて、**事業承継後のチャレンジ**も支援。
- 切れ目のない事業承継支援を、**今後10年**で集中して実施する。

事業承継前の準備・税制・マッチング支援

気付きの機会の提供

✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家**が経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(**年5万者**)し、**専門家を派遣する費用**等を支援。**事業承継診断等支援データ**も活用することで、**集中的・効果的な働きかけ**を行う

マッチング・第三者承継の支援

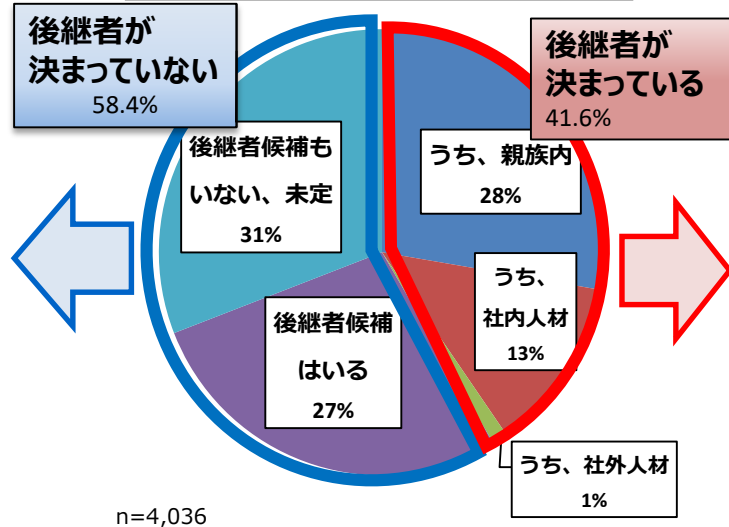
✓ **年間1千～2千件のマッチング**が実現できるよう、**専門家の増員等「事業引継ぎ支援センター」の体制を強化**

✓ **事業引継ぎ支援データベース**を、**来年度から抜本拡充**

✓ **第三者承継を後押し**するため、**M & Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免**

✓ **中小機構出資の事業承継ファンド**から出資を受けた**中小企業**に対する**特例措置**を創設

中小企業の後継者選定状況 親族外承継の現状



2016年東京商工リサーチへの委託事業
(再編・加工)

法人の事業承継税制の拡充

✓ 平成30年度税制改正において、**事業承継税制**の以下の要件を、**10年限定**で**抜本拡充**

- ① **対象株式等の上限の撤廃**
- ② **対象者の拡大**
- ③ **雇用要件の抜本的見直し**
- ④ **売却・廃業時の減免制度の創設**

個人版事業承継税制の創設

✓ 平成31年度税制改正において、**10年間限定**の措置として、**個人事業者の土地、建物、機械・器具备品**等の承継に係る**相続税・贈与税の100%納税猶予制度**を創設。

事業承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金

✓ **事業承継やM & Aを通じた事業引継ぎ**を契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む**中小企業の設備投資**等を支援する。

事業承継に関する各種支援施策

事業承継ネットワークについて

- 事業承継に向けた気付きの機会を提供し、その準備を促すことを目的に、平成29年度から、都道府県単位で、商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築する事業を開始。
- 「事業承継診断」等を通じた「プッシュ型」の情報提供を行い、事業引継ぎ支援センターやよろず支援拠点等の各種専門支援機関に繋いで、企業の課題に応じた支援を実施する。

<構成メンバーのイメージ>

事業承継ネットワーク

事務局：県振興センター等

都道府県、市区町村

地域の事業承継支援策の立案・とりまとめ

金融機関、商工会・商工会議所、中央会、顧問先を有する士業等専門家等

事業承継診断等を実施

中小機構地域本部

診断の方法等、支援機関への研修等を実施

事業引継ぎ支援センター

M & A 案件をフォローして支援

ミラサポ等の士業等専門家

専門的課題を伴う案件への対応等

経済産業局・財務局

施策情報の提供等

信用保証協会

連携して金融支援

よろず支援拠点・再生支援協議会等

連携して再生支援

中小企業・小規模企業

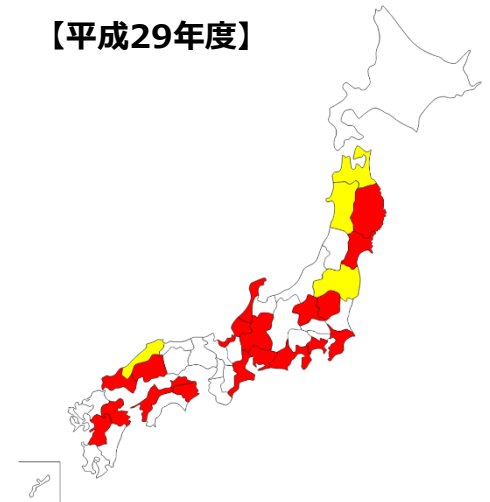
事業承継ネットワークの実施状況

- 平成29年度は、全国19の県で事業承継ネットワークを構築した。平成30年度は、県独自で取り組む3県を含め、47都道府県に拡大して実施する。
- これまでは、事業承継診断等を通じて、事業承継支援ニーズの掘り起こしを行ったが、今後は、そのニーズに対して地域の専門家が個者支援も行えるよう、制度を拡充する。

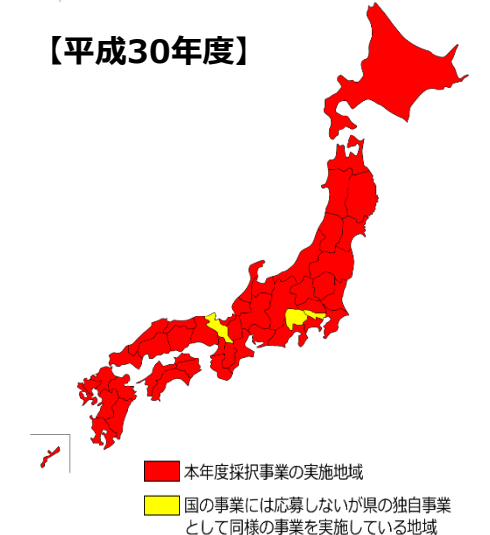
<平成30年度事業承継ネットワークの実施地域>

都道府県	地域事務局	電話番号	都道府県	地域事務局	電話番号	都道府県	地域事務局	電話番号
北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001	青森県	(公財)21あおり産業総合支援センター	017-777-4066	岩手県	盛岡商工会議所	019-624-5880
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310	秋田県	秋田県商工会連合会	018-863-8493	山形県	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県	福島県中小企業団体中央会	024-536-1264	茨城県	水戸商工会議所	029-224-3315	栃木県	宇都宮商工会議所	028-637-3131
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5012	埼玉県	さいたま商工会議所	048-838-7700	千葉県	(一社)千葉県商工会議所連合会	043-222-7110
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5061	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0038	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県	(公財)石川産業創出支援機構	076-267-1244	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7425	長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028
岐阜県	岐阜県商工会連合会	058-277-1071	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団 静岡商工会議所	054-254-4511 054-253-5113	愛知県	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3070
三重県	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3171	滋賀県	大津商工会議所	077-511-1500	大阪府	(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4324
兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9113	奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312	和歌山県	和歌山商工会議所	073-422-1111
島根県	松江商工会議所	0852-32-0507	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9626	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
広島県	広島商工会議所	082-222-6691	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700	徳島県	徳島商工会議所	088-653-3211
香川県	(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0391	愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100	高知県	高知商工会議所	088-875-1177
福岡県	福岡商工会議所	092-441-1146	佐賀県	佐賀商工会議所	0952-24-5155	長崎県	長崎商工会議所	095-822-0111
熊本県	熊本商工会議所	096-354-6688	大分県	大分県商工会連合会	097-534-9507	宮崎県	宮崎商工会議所	0985-22-2161
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1273	沖縄県	那覇商工会議所	098-868-3758			

【平成29年度】



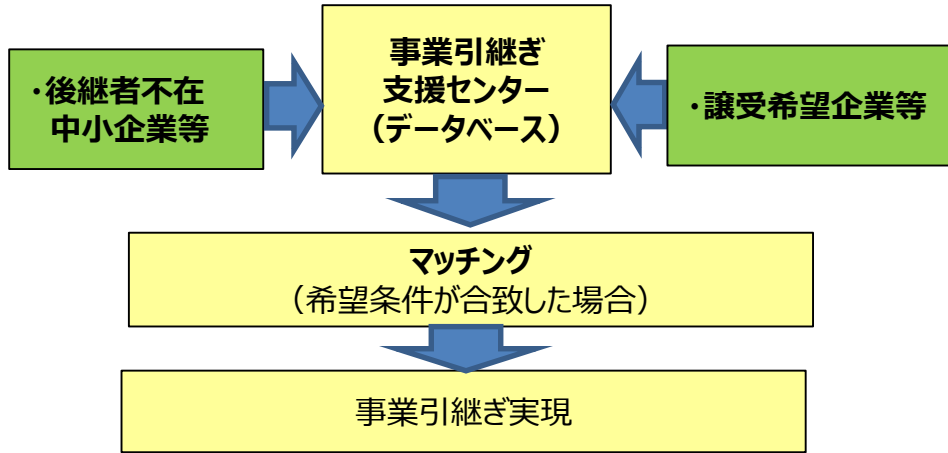
【平成30年度】



事業引継ぎ支援センターの概要

- 後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成23年度より、中小企業のM & Aを行う事業引継ぎ支援事業を開始し、平成28年度までに事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
- 発足以来の相談件数は3万3000件を突破し、2000件以上の事業引継ぎを実現した。

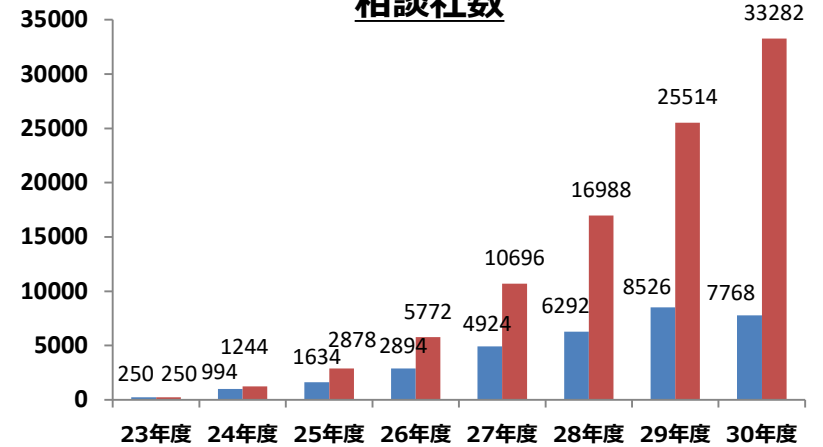
支援スキーム



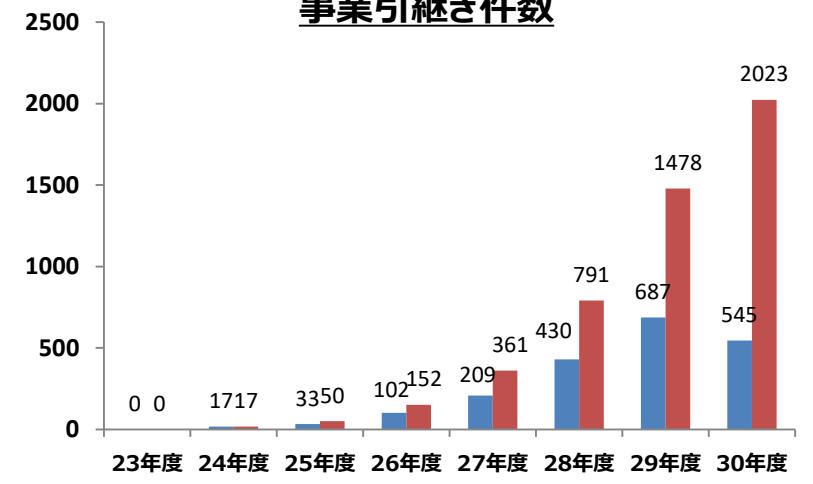
センターにおける支援の流れ

- ① 相談対応 (一次対応)
 - ・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。
- ② 登録機関への橋渡し (二次対応)
 - ・相談案件をセンターの登録機関 (仲介業者、金融機関等) に取り次ぐ。
- ③ センターによるマッチング (三次対応)
 - ・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが土業法人等を活用してマッチングを実施。

相談社数



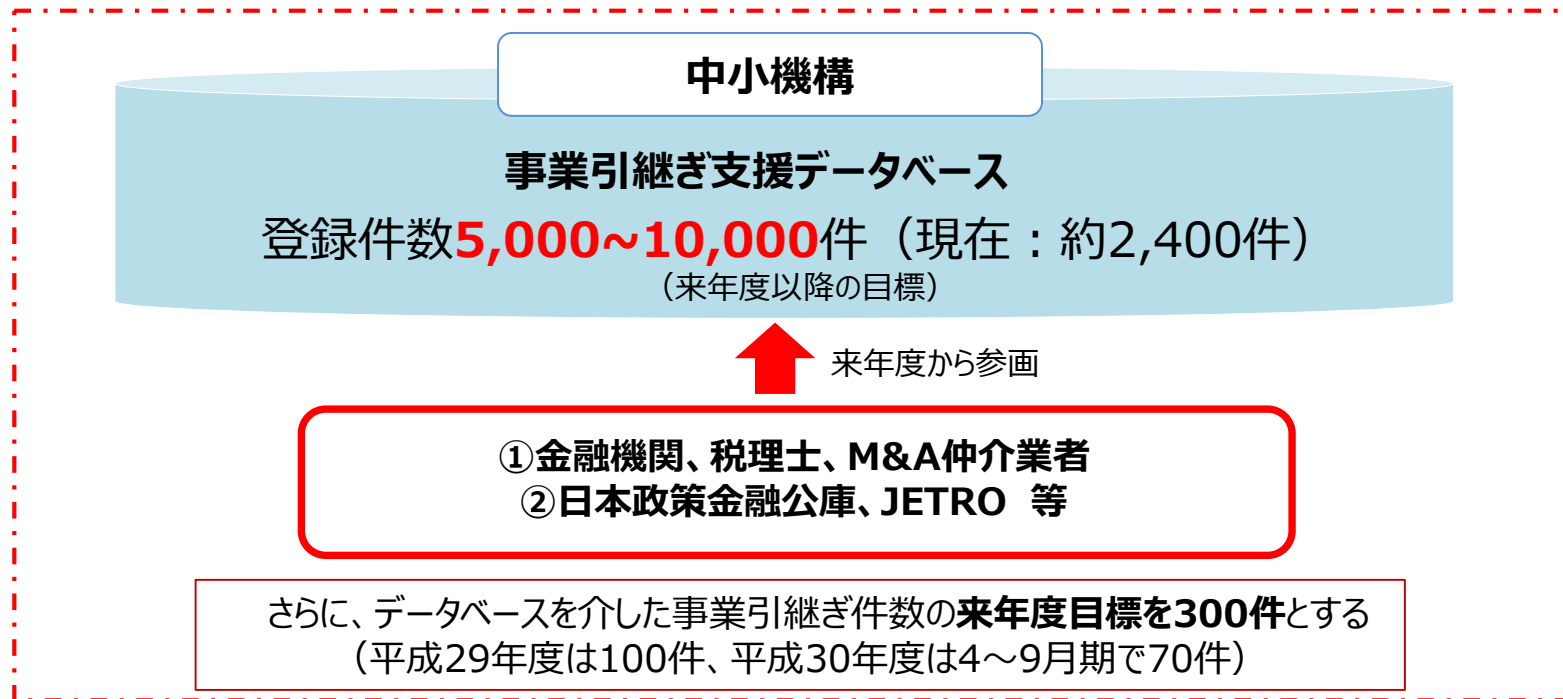
事業引継ぎ件数



■ 年度 ■ 累計 ※30年度は11月末時点の実績
出所：中小企業引継ぎ支援全国本部

中小企業のM&Aに関する全国大のデータベースの構築

- 第三者への事業承継は、支援策よりも、まず事業者同士の**マッチングが重要**。これまで地銀等の一部民間事業者でサービスを展開しているが、地域内のマッチングに限定。
- このため、中小機構の事業引継ぎ支援データベースを、**来年度から抜本拡充**。①**金融機関、税理士、M&A仲介業者**等の民間事業者や、②**事業者情報を持つ政府系機関**（政策金融公庫、JETRO等）も参画。海外含め**全国大の良質なデータベースを構築**する。
- さらに、**民間のマッチング事業者との共有データベースの構築**についても併せて検討していく。



今後連携を検討している主な民間オンラインマッチング事業者

トランビ（登録件数(売り) 500件以上） 中小M&Aプラットフォームの草分け
&ビズ（登録件数(売り) 500~600件） 日本M&Aセンターの中小M&Aのプラットフォーム

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

(登録免許税・不動産取得税)

新設 (平成30年度)

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**そのため、**中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加**することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、**次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。**

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

M&Aを通じた事業承継を
経営力向上計画の認定制度
の対象に追加

改正経営力
向上計画

A社のX事業を
B社が引継ぎ
経営を強化

事業譲渡等

土地・建物

A社

X事業

土地
建物

機械
ほか

B社

X事業

土地
建物

機械
ほか

Y事業

○登録免許税
○不動産取得税 を軽減

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※1)
土地 住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の1/6に相当する額を 控除
住宅以外の 家屋	4.0%※2	

※1 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

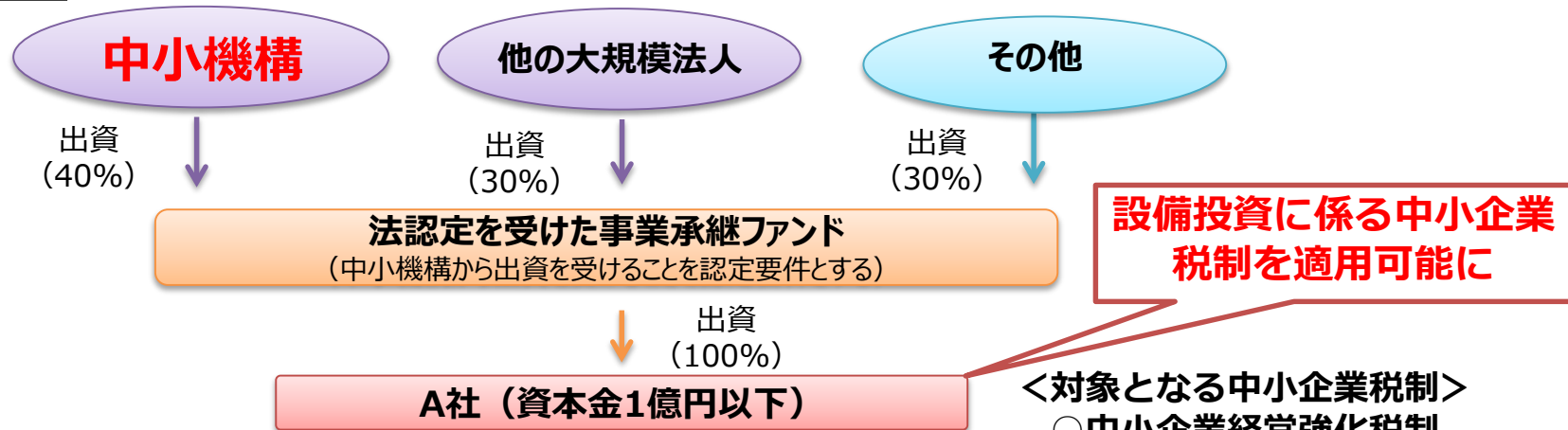
新設（平成31年度）

（法人税、法人住民税、事業税）

- 将来的なM & Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- 他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講ずる。

改正概要

【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】



※資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。
①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

<対象となる中小企業税制>

- 中小企業経営強化税制
- 中小企業投資促進税制
- 商業・サービス業活性化税制
- 被災代替資産等の特別償却
- 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制) (相続税・贈与税)

拡充 (平成30年度)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- 平成31年度税制改正において、**本税制の適用に係る手続等を見直し。**

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

改正前

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

改正前

- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。
- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。

改正後

- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加 (※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設する。**

改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物** (土地は400㎡、建物は800㎡まで)

○**機械・器具備品**

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物** (乳牛等、果樹等)

○**無形償却資産** (特許権等)

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額 (100%) が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1 : 制度を活用するためには、
① 経営承継円滑化法に基づく認定が必要
② 平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2 : 既存の事業用小規模宅地特例との選択制

事業承継・M&Aをきっかけに

新しいチャレンジを行う事業者を応援します!!

1

様々な事業承継のタイプに適応

I 型 経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

<先代経営者>



<後継者>

対象となる取組
親族内承継
外部人材招聘など

例) 精密プラスチック工場を運営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が発展させてきた会社をさらに成長させるため、新製品の開発による新市場開拓を図る。

II 型 M&Aタイプ

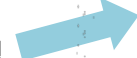
事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します

(例：合併の場合)

A社



B社



A+B社



対象となる取組
合併
会社分割
事業譲渡
株式交換・株式移転
株式譲渡など

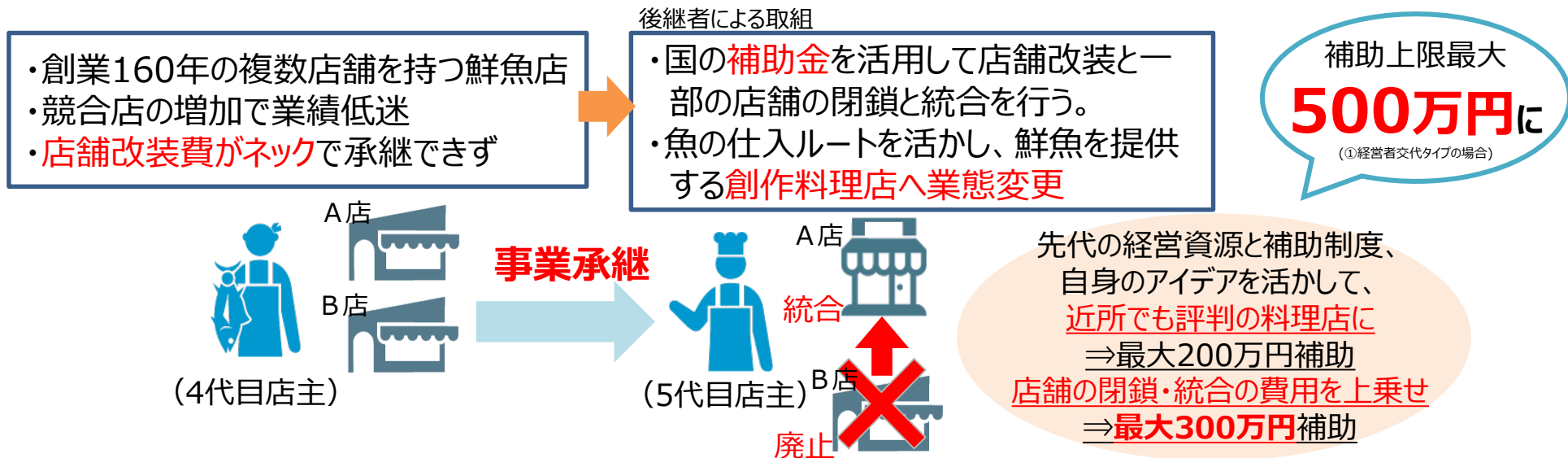
例) 同じ印刷業を営みながらも異なる強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たなサービス提供を開始し、市場の縮小の中で新規顧客獲得を図る。

事業承継補助金

2

事業所や既存事業の廃止等を伴う場合、補助額を上乗せ！

新しい取組に加えて事業所や既存事業の廃止等を伴う場合は、補助額の上乗せを行います。



3

補助率・補助上限は以下のとおりです。

タイプ	補助率	補助上限額	上乗せ額	合計
①経営者交代タイプ	2/3以内 ※1	200万円	+300万円	500万円
	1/2以内	150万円	+225万円	375万円
②M&Aタイプ	2/3以内 ※2	600万円	+600万円	1200万円
	1/2以内	450万円	+450万円	900万円

※1 小規模事業者の場合
※2 採択上位の場合

* 詳しい補助対象経費についてはホームページ等をご参照ください。